

◆企業会計基準委員会が策定した修正版IFRSの公開草案が近日中にも公表される見込みだ。名称も「修正国際基準」で落ち着いた。◆修正版IFRSについては新日鐵住金が適用を検討する考えを示しているものの、その他の企業がどの程度適用するかは未知数。このため、適用がされない基準を策定することへの批判があるのも事実だ。◆ただ、修正版IFRSは日本が考える「あるべきIFRS」を国際的に示すことや、企業会計基準委員会がガイダンスを作成することで日本企業がIFRSを適用しやすくなるといった効用はありそうだ。IFRS適用企業が増えるまでの過渡的なものかもしれないが、その意義は決して低くはないだろう。（MIN）

今週の専門用語



自己株式取得

株式会社が自社の発行する株式を買い入れること。自己株式の取得は、現金による剰余金の配当と同様、剰余金を原資として株主に現金を渡すことになるため、株主に対する利益還元策の1つと言える。上場会社株式の場合、自己株式の取得が株式市場における買手の需要に上積みされる結果、株価を上昇させる効果がある。また、自己株式取得は、経営陣が「現在の株価は割安である」と考えているというメッセージを株式市場に対して伝える効果もあり、これも株価を向上させる要因となり得る。



PE帰属所得

帰属主義におけるPE帰属所得は、そのPEが本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に得られる所得とされる。PE帰属所得の算定では、PEと本店等との間の内部取引について、移転価格税制と同様に独立企業間価格による取引が行われたものと擬制して、内部取引損益を認識する。また、PEには本店等から分離・独立した企業であると擬制した場合に必要な程度の資本を配賦し、PEが支払った負債利子総額のうち、配賦資本に比して過剰な部分の損金算入は制限される。



超過収益力

同業者の通常の収益（平均的収益）を上回る収益（超過収益）を稼得することができる企業がもつ無形の財産的価値のこと。企業の伝統、社会的信用などの多様な諸条件を総合したものであり、いわゆる「営業権」のことである。具体的な評価方法として、企業が将来獲得すると見込まれるキャッシュフローを現在価値に割り引いて算定する「DCF法」、同業者の利益水準から算定した超過収益額を資本還元率（国債利率など）で割り戻して算定する「超過収益還元法」が用いられることがある。

週刊T&A master 第556号

2014年7月28日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp